

やまぐち YY!ターン（UJI ターン）パスポートについて

1 交付対象者

やまぐち YY! ターン（UJI ターン）パスポート（以下「パスポート」という。）は、パスポート交付申請時に、山口県外に居住し、将来、山口県への移住・定住を検討されている方ご本人を交付対象者とします。

なお、「山口県への移住・定住を検討されている方」とは、山口・東京・大阪のやまぐち暮らし支援センター、山口県中山間地域づくり推進課及び市町担当者へ移住・就労の相談をされた方、情報提供・資料提供を求められた方を言います。

2 交付手続き

山口県が別に定めるパスポート交付申請書を、各やまぐち暮らし支援センター窓口、6に定めるパスポート事務局（以下「事務局」という。）及び市町の相談窓口（以下、「市町」という。）に、直接又は郵送、電子メールで提出し、交付対象者と確認できた方に対して、パスポートを交付します。

なお、県の移住支援サイト「住んでみいね！ぶちええ山口」(<https://www.ymg-iji.jp>)からの申請も、交付申請書を出したものとして扱います。

（1）交付申請書は各窓口に置いています。

電話やメールで相談された場合は、交付申請書を郵送あるいはメール送付します。

（2）申請当日にパスポートを交付できない場合は、後日、郵送します。

（3）直接提出する場合は、運転免許証、健康保険証、住民票の写しなど、住所を確認できるものをお持ちください。

（4）交付申請書もしくはサイトからの申請の際にご記入いただいた個人情報は、各やまぐち暮らし支援センター、市町及び事務局が適切に管理し、パスポート制度の実施・運営、移住に関わるお客様への情報提供、県における施策の立案資料以外の目的には使用しません。

3 有効期限

発効日から3年間有効です。

山口県内に移住後も、有効期限までご使用いただけます。

4 特典及び利用方法等

パスポートをお持ちの方は、以下の特典を受けることができます。

（1）特典

① 協賛企業や協賛施設（以下、「協賛企業等」という。）からのサービス

パスポートを提示することにより、移住前の下見から移住時、移住後にわたって、協賛企業等から割引などの様々なサービスを受けることができます。

協賛企業等や割引などのサービスについては、山口県の移住支援サイトに掲載しています。

ホームページを確認できる環境にない方は、各やまぐち暮らし支援センター、市町の相談窓口及び事務局にお問い合わせください。郵送します。

② 移住関係資料のダイレクトメールサービス

交付申請書に記載された住所へ、移住に関するイベントや移住支援情報等を送付します。

(2) 利用方法

- ・利用前に企業等の窓口に、本パスポートを提示して確認を受けてください。
- ・予約等が必要な協賛企業等については、予約等の際に「やまぐち YY!ターン(UJI ターン) パスポートを持っている」と伝えてください。
- ・原則として、他の割引制度（旅行代理店、インターネット、その他旅行雑誌など）との重複使用はできません。
- ・協賛企業等やサービスの内容は予告なく変更する場合があります。隨時、最新の情報を御確認ください。

5 その他

- ① パスポートの交付は、無料です。
- ② パスポートは、姓名記載のご本人のみが使用できます。
- ③ パスポートは、他人への貸与や譲渡はできません。
- ④ 虚偽の申請等が確認された場合には、直ちに返還していただきます。
- ⑤ 申請時の連絡先に変更があった場合や、山口県へ移住した場合は、事務局までご連絡ください。
- ⑥ 紛失された場合や盗難にあわれた場合は、交付を受けた各窓口にご連絡ください。
各窓口から紛失届・再交付申請書をお渡ししますので、上記2の「交付手続き」に準じて、再交付申請を行ってください。

6 パスポート事務局

山口県総合企画部中山間地域づくり推進課

やまぐち暮らし創造班

〒753-0851 山口県山口市滝町1-1

電話：083-933-2554

FAX：083-933-2559

uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp